

福岡県公報

平成二十一年五月二十五日
第二千九百六十九号
増刊
①

目次

規則(第三十一号)

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

(福祉総務課) …………… 一

規則

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年五月二十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十一号

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福岡県災害救助法施行細則(昭和四十年福岡県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二の項(2)中「二、三六六、〇〇〇円」を「二、四〇四、〇〇〇円」に改め、同表四の項(3)アの表中「一七、三〇〇円」を「一七、五〇〇円」に、「二二、三〇〇円」を「二二、六〇〇円」に、「三三、八〇〇円」を「三三、三〇〇円」に、「三九、三〇〇円」を「三九、九〇〇円」に、「四九、八〇〇円」を「五〇、五〇〇円」に、「七三、〇〇〇円」を「七三、四〇〇円」に、「二八、六〇〇円」を「二九、〇〇〇円」に、「三七、〇〇〇円」を「三七、五〇〇円」に、「五一、六〇〇円」を「五一、三〇〇円」に、「六〇、五〇〇円」を「六一、三〇〇円」に、「七五、九〇〇円」を「七七、〇〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、五〇〇円」に改め、同項(3)イの表中「五、六〇〇円」を「五、七〇〇円」に、「七、六〇〇円」を「七、七〇〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一一、六〇〇円」に、「一三、八〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に、「一七、五〇〇円」を「一七、七〇〇円」に、「一九、一〇〇円」を「一九、二〇〇円」に、「二二、

、〇〇〇円」を「二二、二〇〇円」に、「一六、九〇〇円」を「一七、一〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二〇、三〇〇円」に、「二五、四〇〇円」を「二五、八〇〇円」に改め、同表七の項(1)中「又は」を「若しくは」に改め、「者」の下に「又は大規模な補修を行わなければならないことが困難である程度に住家が半壊した者」を加え、同項(2)中「五一〇、〇〇〇円」を「五二〇、〇〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。